

議案第56号

北本市いじめ防止対策推進条例について

北本市いじめ防止対策推進条例を次のように制定する。

令和元年8月28日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市いじめ防止対策推進条例

目次

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 いじめ防止基本方針（第9条）

第3章 北本市いじめ問題対策連絡協議会（第10条－第18条）

第4章 北本市いじめ問題調査委員会（第19条－第25条）

第5章 北本市いじめ問題再調査委員会（第26条－第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務並びに児童等及び市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 北本市立学校設置及び管理条例（昭和41年条例第3号）別表に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護する者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者並びに市内で事業を営む者及び市内で活動する団体をいう。
- (7) 関係機関 警察、児童相談所その他の児童等のいじめの防止等に関係する機関をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であるとの認識の下、児童等の尊厳が大切にされ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等が安心して生活し、学習に全力で取り組むことができるようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、市、学校及び学校の教職員、保護者、児童等、市民等並びに関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、保護者、市民等及び関係機関と連携協力し、いじめの防止等のための対策を実施しなければならない。

2 北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため、学校におけるいじめの防止等に必要な施策を講じなければならない。

3 市長及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行わなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校の教育活動を通じて、当該学校に在籍する児童等の生命を大切にする心及び人権を守る心を育成しなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、日頃から当該学校に在籍する児童等との信頼関係の構築に努め、当該児童等及びその保護者が安心していじめに係る相談を行うことができるようにしなければならない。

3 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、組織的にその情報を共有し、適正かつ迅速にこれに対処するとともに、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等に対し、体罰を加え、又は当該児童等の人間性若しくは人格の尊厳を害し、若しくは否定する行為を行ってはならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等の成長及び発達に応じて適切な指導を行うよう努めるとともに、その保護する児童等がいじめを受けたときは当該児童等が心身ともに安心して過ごせるよう適切にいじめから保護するものとする。

- 2 保護者は、いじめを発見したとき又はいじめが行われているおそれがあると認めるときは、速やかに、市、学校若しくは学校の教職員又は関係機関に情報を提供し、又は相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市並びに学校及び学校の教職員の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童等の役割)

第7条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、互いを思いやり、いたわりながら、協力して明るい生活を送るよう努めるものとする。
- 3 児童等は、いじめを受けたときは、速やかに当該児童等の保護者、市、学校若しくは学校の教職員、友達又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 4 児童等は、いじめが行われていることを知ったとき又はいじめの相談を受けたときは、速やかに当該児童等の保護者、市、学校若しくは学校の教職員又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第8条 市民等は、地域において児童等の見守り等を行うことにより、児童等が安心して過ごせるような環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われているおそれがあると認めるときは、速やかに市、学校若しくは学校の教職員又は関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

第9条 市は、法第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定しなければならない。

第3章 北本市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、北本市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第11条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進その他いじめの防止等のための対策の推進に関することについて協議する。

(組織)

第12条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) いじめの防止等に関係する機関又は団体の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第17条 連絡協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第4章 北本市いじめ問題調査委員会

(設置)

第19条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態に該当すると認めるときは、北本市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第20条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議する。

(組織)

第21条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士又は司法書士
- (2) 精神科医又は臨床心理士
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会議)

第22条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第23条 調査委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(準用)

第24条 第13条、第14条、第16条及び第17条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第14条の見出し及び同条第1項中「会長及び副会長」とあるのは「委員長及び副委員長」と、同項、同条第2項及び第17条中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、同項中「会長」とあるのは「委員長」と、第14条第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長」とあるのは「委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長」と読み替えるものとする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第5章 北本市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第26条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、必要があると認めるときは、北本市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第27条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(任期)

第28条 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による市長の諮問に対し、再調査委員会が最終的な答申を行う日までとする。

(準用)

第29条 第14条、第16条、第17条及び第21条から第23条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条の見出し及び同条第1項中「会長及び副会長」とあるのは「委員長及び副委員長」と、同項、同条第2項及び第17条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同項中「会長」とあるのは「委

員長」と、第14条第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長」とあるのは「委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長」と、第17条中「教育部学校教育課」とあるのは「企画財政部企画課」と、第21条第1項、第22条第1項から第3項までの規定及び第23条中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第21条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表就学支援委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議 会委員		日額	5,500円	
いじめ問題調査 委員会	委員長	日額	20,400円	
	委員	日額	18,600円	
いじめ問題再調 査委員会	委員長	日額	20,400円	
	委員	日額	18,600円	